

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第20期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社ぐるなび
【英訳名】	GOURMET NAVIGATOR INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 征一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	(03)3215-8818(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 香月 壯一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	(03)3215-8818(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 香月 壯一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第19期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	4,463,777	15,602,449
経常利益(千円)	821,552	2,742,663
四半期(当期)純利益(千円)	482,614	1,505,981
純資産額(千円)	7,990,338	7,802,658
総資産額(千円)	9,988,005	10,709,049
1株当たり純資産額(円)	31,161.01	30,384.67
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,882.12	5,873.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,877.80	5,858.48
自己資本比率(%)	80.0	72.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	416,728	2,827,396
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	609,607	1,406,419
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	179,523	171,975
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,111,275	4,321,956
従業員数(人)	1,035	897

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び子会社3社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,035	(333)
---------	-------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員及び嘱託354名を含んでおります。また、臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員が当第1四半期連結会計期間において138名増加しておりますが、この増加の大部分は提出会社の事業拡大に伴う営業関連の人員増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	914	(136)
---------	-----	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員及び嘱託315名を含んでおります。また、臨時従業員数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員が当第1四半期会計期間において116名増加しておりますが、この増加の大部分は事業拡大に伴う営業関連の人員増加によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、飲食店販促支援事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの主たる業務である飲食店販促支援事業は、提供するサービスの性格上、受注の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の区分別の販売実績は、次のとおりであります。

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
		金額(千円)
基盤事業	販促パックサービス	3,210,345
	継続型サービス	729,353
	スポット型サービス	169,916
	プロモーション	180,946
	小計	4,290,561
関連事業		173,215
合計		4,463,777

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期における我が国経済は、個人消費は概ね横ばいで推移したものの、輸出・生産が鈍化し企業収益は弱含みとなり、景気回復が足踏み状態にありました。当社サービスの対象である外食産業では、社団法人日本フードサービス協会の外食産業データによれば新規店も含めた全店ベースによる全業態トータルの売上状況は、4月に3年2ヶ月ぶりに前年同月比マイナスに転じ98.7%となり、5月には回復を見せたものの6月には前年同月比99.2%となりました。

このように、より効果的な販促が必要とされる環境のもと、当社は基盤事業の拡大、及び関連事業の推進ならびに当社サイトの価値を高めるための活動について、以下のとおり取り組んでまいりました。

基盤事業の拡大

基盤事業につきましては、顧客満足度向上を最重要課題として、営業チームと巡回スタッフ、コールセンターが一丸となって加盟店をサポートし、総加盟店舗数の増加及び単価の向上を図りました。営業においては全国13ヶ所の営業所を東日本、東京、大阪、西日本の4つのブロックに分け、各ブロックにて目標やノウハウを共有することで地方都市における営業を強化いたしました。営業チームでは営業プロセスの管理を徹底いたしました。また、当社独自の販促支援ツール（「ぐるなびバリュープラン」、「スーパーらくらく幹事さん」、「ぐるなびタッチ」等）のセット商品の販売を開始いたしました。飲食店のリピーター促進のための新たなサービスとしては、FeliCaを搭載したおサイフケータイを利用した新サービス「ぐるなびタッチ」の設置店舗を拡大し、次回来店特典やスタンプカード、モバイルメール配信サービスといった機能によりリピート来店を促しました。また、ぐるなびトップページや店舗ページに「ぐるなびタッチ」のアイコンを表示し認知度向上を図りました。飲食店との絆を深める取り組みとしては、4月に全国13会場でGONミーティング（戦略共有会議）を開催し、ぐるなびを活用した販促の成功事例を加盟店と共有いたしました。また、日本の料理人の地位向上を目指す全国のシェフと食の専門家の祭典「ぐるなびシェフ フェスティバル」を6月に開催し、恒例の「ぐるなびシェフ BEST OF MENU」決勝審査会等を催しました。

BtoB事業については、飲食店に関わるメーカーや産地などを組織化すべく、ぐるなびPROメンバーの獲得に注力いたしました。また、「ぐるなびPROコミュニティ広場（ビジネスSNS）」では、飲食店とぐるなびPROメンバーに加え、当社社員が参加し交流をサポートするとともに「お店のブログ」との運動といったリニューアルにより、コミュニティの活性化に取り組みしました。

関連事業の推進

関連事業につきましては、宅配・出前サイト「ぐるなびデリバリー」ではトップページ等のリニューアル及び掲載店舗数の拡充に注力し、平成19年10月1日付で㈱インターネットなび東京の吸収合併により継承した、東京メトロと共同運営の東京おでかけサイト「Let's Enjoy TOKYO」では、イベント情報を月間約17,000件に拡充するとともに、ビューティー・飲食店を重点的なカテゴリーとして商品開発に取り組みしました。「ぐるなび食市場」では検索機能強化やお取り寄せランキング掲載等により拡販を図るとともに、ぐるなびPROメンバーが出品する飲食店向けの業務用商品を誰でも割安にお買い求めいただける「ぐるなびアウトレット」を開設いたしました。子会社につきましては、ジョイジョイ㈱が結婚式会場情報を提供する「ぐるなびWedding」は、基盤事業での飲食店とのネットワークを活かし2次会の掲載店舗数を拡大しております。海外事業につきましては、ぐるなび上海社が現地向けに飲食店情報を提供する「ぐるなび上海」では、着実にページビュー数を拡大しております。6月には北京版に掲載されている飲食店情報を日本人旅行者向けに翻訳した「ぐるなび北京版」を開設し、北京オリンピックに向けた拡充を図りました。

当社サイトの価値を高めるための活動

当社サイトの価値を高めるための活動としては、常時取り組んでいるサーバーの増強およびSEO・LPOの強化により、より信頼性の高いサイトの構築に取り組みしました。また、「みんなの口コミ」や「お店のブログ」といったユーザー・店舗参加型コンテンツの利用促進により、アクセス数の向上を図りました。近年利用の割合が増している「ぐるなびモバイル」では、飲食店情報をNTTドコモ906iシリーズに搭載される地図アプリへ提供いたしました。

このような取り組みにより、平成20年6月末現在、加盟店舗数は45,548店となり、加盟店舗数のうち、販促正会員店舗数（販促パックサービスを利用している加盟店舗数）は12,401店、ピギナー会員店舗数は33,147店となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は順調に推移し、4,463百万円となりました。利益面では、営業利益は812百万円、経常利益は821百万円、四半期純利益は482百万円となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、検索エンジンの開発や「ぐるなびデリバリー」のリニューアルなどに伴うソフトウェアが増加した一方、主に法人税等や配当金の支払いにより現金及び預金が減少したため、前連結会計年度末と比べ721百万円減少し、9,988百万円となりました。また未払法人税等や未払金が減少したことなどにより、負債は908百万円減少し、1,997百万円となりました。純資産は、利益剰余金が200百万円増加したことなどにより、187百万円増加し、7,990百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ1,210百万円減少し、3,111百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は416百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益805百万円及び減価償却費224百万円があったものの、売上債権の増加額105百万円、未払金の減少額358百万円及び法人税等の支払額913百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は609百万円となりました。これは主に、ソフトウェアの取得による支出406百万円、事業拡大に係る事業所増床に伴う敷金保証金の差入による支出76百万円、子会社出資金の取得による支出67百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は179百万円となりました。これは主に、短期借入れによる収入102百万円、配当金の支払額282百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	920,000
計	920,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	259,200	259,200	大阪証券取引所ヘラクレス	
計	259,200	259,200		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成15年6月25日定時株主総会決議及び平成15年8月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	10(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注1,3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,000,000
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成21年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,500 資本組入額 11,250(注3)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注2)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成15年6月25日定時株主総会において新株予約権の総数は80個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については80株を上限とすることを決議しております。また、平成15年8月29日取締役会において、新株予約権61個、新株予約権の目的となる株式61株の発行を決議しております。
2. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) 当社の本件新株予約権の目的である株式にかかる株券が上場若しくは店頭登録が行われる日までは、新株予約権を行使できない。
- (5) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
3. 平成16年8月6日開催の取締役会決議により、平成16年9月22日付で普通株式1株を8株に分割し、さらに平成17年5月25日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で普通株式1株を5株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成15年6月25日定時株主総会決議及び平成16年3月31日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	6(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240(注1,3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,400,000
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成21年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,500 資本組入額 11,250(注3)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注2)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成15年6月25日定時株主総会において新株予約権の総数は80個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については80株を上限とすることを決議しております。また、平成16年3月31日取締役会において、新株予約権19個、新株予約権の目的となる株式19株の発行を決議しております。
2. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 - (4) 当社の本件新株予約権の目的である株式にかかる株券が上場若しくは店頭登録が行われる日までは、新株予約権を行使できない。
 - (5) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
3. 平成16年8月6日開催の取締役会決議により、平成16年9月22日付で普通株式1株を8株に分割し、さらに平成17年5月25日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で普通株式1株を5株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額を調整しております。

平成17年6月29日定時株主総会決議及び平成17年11月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	244(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,220(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	451,400,000
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 370,000 資本組入額 185,000
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注2)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成17年6月29日定時株主総会において新株予約権の総数は320個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については320株を上限とすることを決議しております。また、平成17年11月25日取締役会において、新株予約権244個、新株予約権の目的となる株式1,220株の発行を決議しております。なお、平成17年5月25日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で普通株式1株を5株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

2.当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
- (3) 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
- (4) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

平成17年6月29日定時株主総会決議及び平成18年4月21日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	76(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	380(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124,122,060
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 326,637 資本組入額 163,318
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注2)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成17年6月29日定時株主総会において新株予約権の総数は320個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については320株を上限とすることを決議しております。また、平成18年4月21日取締役会において、新株予約権76個、新株予約権の目的となる株式380株の発行を決議しております。なお、平成17年5月25日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で普通株式1株を5株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

2.当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。
- (3) 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
- (4) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		259,200		2,327,100		2,877,580

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,779	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 256,421	256,421	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	259,200	-	-
総株主の議決権	-	256,421	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が17株含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数17個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ぐるなび	東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	2,779	-	2,779	1.07
計	-	2,779	-	2,779	1.07

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	334,000	299,000	287,000
最低(円)	271,000	257,000	220,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,161,275	4,371,956
受取手形及び売掛金	2,430,945	2,325,294
仕掛品	9,992	16,284
未収入金	641,951	619,678
その他	516,505	358,776
貸倒引当金	336,903	312,372
流動資産合計	6,423,767	7,379,618
固定資産		
有形固定資産	444,995	458,089
無形固定資産		
のれん	110,066	53,055
ソフトウェア	1,967,595	1,905,528
その他	69,566	36,194
無形固定資産合計	2,147,228	1,994,778
投資その他の資産	972,013	876,562
固定資産合計	3,564,237	3,329,430
資産合計	9,988,005	10,709,049
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68,846	83,061
短期借入金	99,709	-
未払法人税等	348,305	941,114
ポイント引当金	17,115	17,157
未払金	741,222	1,231,378
その他	583,164	488,997
流動負債合計	1,858,364	2,761,710
固定負債		
負ののれん	130,019	137,667
その他	9,283	7,013
固定負債合計	139,302	144,680
負債合計	1,997,667	2,906,390

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,327,100	2,327,100
資本剰余金	2,877,580	2,877,580
利益剰余金	3,101,164	2,900,613
自己株式	315,026	315,026
株主資本合計	7,990,818	7,790,267
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	480	1,000
評価・換算差額等合計	480	1,000
少数株主持分	-	11,390
純資産合計	7,990,338	7,802,658
負債純資産合計	9,988,005	10,709,049

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	4,463,777
売上原価	767,577
売上総利益	3,696,199
販売費及び一般管理費	₁ 2,884,150
営業利益	812,049
営業外収益	
受取利息	1,956
負ののれん償却額	7,648
その他	702
営業外収益合計	10,306
営業外費用	
支払利息	802
営業外費用合計	802
経常利益	821,552
特別損失	
固定資産除却損	₂ 15,845
特別損失合計	15,845
税金等調整前四半期純利益	805,707
法人税等	₃ 334,483
少数株主損失()	11,390
四半期純利益	482,614

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	805,707
減価償却費	224,530
貸倒引当金の増減額(は減少)	24,530
売上債権の増減額(は増加)	105,813
たな卸資産の増減額(は増加)	6,292
未収入金の増減額(は増加)	22,381
仕入債務の増減額(は減少)	14,215
未払金の増減額(は減少)	358,394
その他	64,639
小計	495,614
利息及び配当金の受取額	2,008
利息の支払額	802
法人税等の支払額	913,548
営業活動によるキャッシュ・フロー	416,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	39,140
ソフトウェアの取得による支出	406,831
投資有価証券の取得による支出	20,000
子会社出資金の取得による支出	67,470
敷金及び保証金の差入による支出	76,519
その他	353
投資活動によるキャッシュ・フロー	609,607
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	102,760
配当金の支払額	282,203
その他	80
財務活動によるキャッシュ・フロー	179,523
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,820
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,210,680
現金及び現金同等物の期首残高	4,321,956
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,111,275

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
（自平成20年4月1日
至平成20年6月30日）

1. 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

2. 持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

3. 連結子会社の四半期連結決算日の変更

該当事項はありません。

4. 会計処理の原則及び手続

(1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、これに伴う、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号）を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号）を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これに伴う、リース資産計上額、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

1. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

税金費用の計算

税金費用については、一部の連結会社において当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 521,265千円	有形固定資産の減価償却累計額 485,488千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
貸倒引当金繰入額	67,271千円
給与手当	1,033,713千円
2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	
ソフトウェア	15,845千円
3 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	3,161,275千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	50,000千円
現金及び現金同等物	3,111,275千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 259,200株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,779株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	282,063	1,100	平成20年3月31日	平成20年6月19日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当連結グループは、飲食店販促支援事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

当連結グループは、時価のある有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

当連結グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業の名称

(1) 結合企業

株式会社ぐるなび

(2) 被結合企業

咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司

(以下「ぐるなび上海社」)

2. 企業結合の法的形式

出資持分の譲受

3. 取引の概要

当社は、ぐるなび上海社について、当社と一体となった推進体制を構築するため、平成20年4月30日に出資持分を株式会社滝久雄投資研究所(持分比率35.00%)及び加藤義和株式会社(持分比率2.14%)より譲受けました。これにより出資持分は54.29%から91.43%へと変更されました。

4. 実施した会計処理の概要

「連結財務諸表原則 第四 五 子会社株式の追加取得及び一部売却等」に準じて会計処理をしております。

5. 子会社出資金の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価

現金及び預金	67,470千円
--------	----------

取得原価	67,470千円
------	----------

(2) 発生したのれん

のれんの金額

67,470千円

のれんの発生原因

追加取得したぐるなび上海社の取得原価が、追加取得した持分割合に対応する受入純資産の額を上回ったことによるものです。

償却方法及び償却期間

5年間にわたり均等償却しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 31,161.01円	1 株当たり純資産額 30,384.67円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	1,882.12円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	1,877.80円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	482,614
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	482,614
期中平均株式数 (株)	256,421
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	589
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

(子会社の増資引受けについて)

平成20年4月16日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である

咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司

(以下「ぐるなび上海社」)の増資の全額引受けを決議し、平成20年7月28日に300百万円の払込みをし、平成20年8月11日に登記を完了しております。

(1)ぐるなび上海社の増資の内容

増資額	300百万円
払込日	平成20年7月28日
登記完了日	平成20年8月11日
割当先	株式会社ぐるなび(100%)
資本金の額	増資前資本金 350百万円 増資後資本金 650百万円
当社の出資比率	増資前 91.43% 増資後 95.38%
増資の理由	営業体制の増強、財務体質の強化を目的としております。

(2)ぐるなび上海社の概要

代表者名	久保証一郎
本社所在地	中華人民共和国上海市
設立年月日	平成17年11月8日
事業の内容	上海におけるインターネットを活用した飲食店のPR及び販促活動支援事業

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社ぐるなび

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に子会社の増資引受けに関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。